

令和6年 第1回

仁木町議会臨時会会議録

開会 令和6年2月13日(火)

閉会 令和6年2月13日(火)

仁木町議会

令和6年第1回仁木町議会臨時会議事日程

- ◆日時 令和6年2月13日（火曜日）午前10時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）
日程第7 議案第1号 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）
日程第8 議案第2号 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について
日程第9 議案第3号 仁木町すこやか子育て支援センター条例の制定について
日程第10 議案第4号 仁木町児童館条例の全部を改正する条例制定について

令和6年第1回仁木町議会臨時議会会議録

開 会 令和 6年 2月13日（火） 午前10時30分
 閉 会 令和 6年 2月13日（火） 午前11時24分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-----------|---------------------------|-------------|
| 町 長 | 佐 藤 聖 一 郎 | 福 祉 課 長 | 河 井 健 |
| 副 町 長 | 林 幸 治 | 福 祉 課 参 事 | 浜 野 公 子 |
| 教 育 長 | 岩 井 秋 男 | 産 業 課 長 | 浜 野 崇 |
| 総 務 課 長 | 鹿 内 力 三 | 建 設 課 長 | 渡 辺 優 |
| 総 務 課 参 事 | 奈 良 充 雄 | 教 育 次 長 | 菊 地 健 文 |
| 財 政 課 長 | 和 田 秀 文 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 事 務 取 扱 | （ 林 幸 治 ） |
| 会 計 管 理 者 | 伊 藤 利 文 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 | （ 鹿 内 力 三 ） |
| 企 画 課 長 | 新 見 信 | 代 表 監 査 委 員 | 原 田 修 |
| 住 民 環 境 課 長 | 本 多 弘 一 | 識 見 監 査 委 員 | 今 井 聡 裕 |

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から令和6年第1回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、3番・木村議員及び4番・佐藤議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日、2月13日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認1件、議案4件の計5件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6の専決処分補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第7の補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第8の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第9・日程第10の条例制定及び条例改正については、一括議題として説明を受け、いずれも即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日2月13日火曜日、会期は開会が2月13日、閉会が2月13日の1日限りといたします。

次に、その他の事項でございますが、当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日2月13日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日2月13日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和6年第1回仁木町議会臨時会が開催されるに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和6年第1回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。そして原田代表監査委員、今井監査委員におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本年1月1日に石川県を中心に大きな被害をもたらした能登半島地震が発生してから、早いもので2月の半ばを迎えようとしております。改めてこの度能登半島地震により亡くなられた方々に哀悼の意を表し、ご遺族と被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。被災された多くの方々が、今なおこの厳しい寒さの中、避難生活を余儀なくされております。町といたしましても被災者に対しまして申し出があれば、空室となっている町営住宅の提供ができるように、いち早く措置をさせていただき、後ほど行政報告の中でも申し上げますが、被災地への義援金を考えているところでございます。1日も早い復旧を願い、復興には時間を要すると思われませんが、明日は我が身という思いの中、さらなる支援の輪が広がることただただ願うばかりであります。

さて本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認1件、議案4件、計5件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和6年第1回仁木町議会臨時会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。石川県能登半島地震被災地に対する義援金について申し上げます。1月1日に発生した石川県能登半島付近を震源とする最大震度7の地震により多くの方々が犠牲となり、その後においても断続的な余震が発生し、家屋の倒壊や土砂崩れなど大きな被害をもたらしております。現在も多くの方が避難所生活を余儀なくされており、被災されました皆さまに対しまして謹んで哀悼の意を表しますとともに、心よりお見舞い申し上げます。被災地に対する義援金につきましては、北海道町村会から石川県町長会に対し200万円の見舞金を贈呈することを決定しております。また北海道内及び後志管内各町村におきましても義援金等の取組を決定しており、本町におきましても100万円を義援金といたしたく、今臨時会に補正予算を上程させていただきましたので、よろしく願い申し上げます。以上で

行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。これで行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和6年2月13日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和6年1月11日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7174万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8524万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和6年1月11日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第1号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和6年1月11日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金と19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額7174万6000円を追加し、補正後の合計を56億8524万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。3款、民生費を7174万6000円追加し、補正後の合計を56億8524万8000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、国・道支出金が7443万円の増、一般財源が268万4000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7443万円の追加でございます。

6ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため268万4000円の減額でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては5900万2000円の追加で、低所得世帯への緊急支援給付金に関わる事務費などで、職員手当30万2000円、需用費11万円、役務費28万7000円と、8ページ、負担金補助及び交付金につきましては、システム改修費及び物価高騰に対する医療福祉事業者への交付金と低所得世帯への1世帯7万円の給付金5830万3000円の追加でございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は1274万4000円の追加で、物価高騰に対する子育て世帯への支援事業に関わる事業費などで、需用費6万円、9ページ、役務費8万4000円と負担金補助及び交付金は、18歳未満の児童1人につき3万円の交付金1260万円の追加でございます。

10ページをお開き願います。10款、教育費、2項、小学校費と3項、中学校費につきましては、いずれも財源内訳の変更でございます。11ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 議案第1号

令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（横関一雄）日程第7、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億74万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和6年2月13日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第1号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金と19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額1550万円を追加し、補正後の合計を57億74万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費と3款、民生費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額1550万円を追加し、補正後の合計を57億74万8000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、国・道支出金が1449万6000円の増、一般財源が100万4000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1449万6000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため100万4000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、石川県能登半島地震被災地への義援金100万円の追加でございます。

8ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては1066万3000円の追加で、物価高騰に対する低所得世帯への支援に関わる事務費等で、需用費3万円、役員費4万5000円と負担金補助及び交付金につきましては、システム改修費と低所得世帯への10万円の給付金1058万8000円の追加でございます。

9ページ、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては383万7000円の追加で、物価高騰に対する低所得世帯への子ども加算支援に関わる事務費などで、需用費5000円、役員費1万6000円と負担金補助及び交付金につきましては、システム改修費と低所得世帯の子ども1人当たり5万円の加算支援金381万6000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは1点だけ、質問させていただきます。

予算書7ページの歳出で、この度能登半島地震義援金100万円ということで補正されておりますけれども、この100万円とした根拠について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）100万円の根拠でございますけれども、義援金としてですね、今までの地震で交付していたのが、東日本大震災のとき、熊本地震のときでございます。東日本の大震災のときは200万円ほど

義援金として支出しておりまして、熊本地震のときは100万円を義援金としております。本町といたしましては、熊本地震の100万円の対応を今回も、というふうに考えております。近隣の町村のですね、義援金の状況なども勘案しながら100万円ということを決めたわけですが、余市町、古平町、積丹町も同額ということでございましたし、熊本地震並みの義援金の額としたところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号

仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第8、議案第2号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について。仁木町手数料条例（平成12年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年2月13日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、本多住民環境課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）この度、今臨時会から説明に務めさせていただきます、本多と申します。よろしくお願いたします。

それでは、議案第2号、仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例の改正理由についてご説明いたします。令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布されまして、住民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために、全国市区町村の戸籍情報を連携させた新たな戸籍情報連携システムが構築されてきているところでございます。令和6年3月1日から新たなサービスを提供することが可能となりますので、これらの手数料を定めるものであります。新たなサービスにつきましては、これまで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が本籍地以外の市区町村窓口、最寄りの役場の窓口においても可能となる広域交付。行政機関への手続の際に添付する戸籍謄

本等に替わる戸籍又は除籍の電子証明書の提供を可能とするための識別符号の発行、具体的には各種申請時等で戸籍証明書を添付するのではなく、有効期限付きの識別符号、パスワードでございますけれども、これを添付することで申請先の機関がシステムで電子証明書を開示する手続き、これらが始まりますことから、この度の改正を行うものであります。

改正箇所でございますが、仁木町手数料条例第2条における手数料の名称及び額等を規定しております別表について所要の改正を行うものであります。例に倣いまして、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。右側が現行で左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正部分を表しております。改正後の上から順にご説明いたします。横の区切りの大きい方を部、小さい方を項としてご説明申し上げます。この表は別表のうち、戸籍の部を抜粋したものでございます。1項目、「戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料」これは文言の整理を行うものであります。新しいサービスの広域交付もこれを適用いたします。次の項右側、改正前の2項目、除籍に関する証明書の部分につきましては、移動するものでございます。後程ご説明いたします。戻りまして、次の項、「戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料」これは文言の整理でございます。次の項、「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料」が新設であります。新しいサービスの手数料であり、符号1件につき400円としております。括弧書きの除く事項につきましては、手数料を徴収しない場合の記載でございます。マイナポータルこれは情報提供等記録開示システム、これによりましてご自身で取得する場合、それから識別符号の請求発行と同時に同じ内容の戸籍謄本等の請求を行う場合は徴収しないという旨を表して記載しております。

2ページにわたり、次の項、「除斥された戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料」は先ほど移動したもので、文言の整理を行うものであります。新しいサービスの広域交付もこれを適用いたします。次の項、「除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料」につきましては、文言を整理したものであります。次の項、「除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料」は新設であり、新しいサービスの手数料であります。符号1件につき700円としております。括弧書きの除く事項は、手数料を徴収しない場合で、マイナポータルによりご自身で取得する場合と識別符号の請求発行と同時に同じ内容の除籍謄本等を請求する場合、料金を徴収しない、手数料を徴収しないという旨を記載しております。

3ページ、「戸籍法第48条第1項などの規定に基づく受理証明書」につきましては、文言の整理であります。次の項、「上質紙を用いた受理証明書」につきましても文言の整理であります。次の項、閲覧手数料につきましても文言の整理を行うものであります。これら金額につきましては、戸籍法の改正に伴って、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が改正されておりますので、これに準じております。附則につきましては、施行期日に関する規定で令和6年3月1日から施行するものであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今、戸籍法の手数料の改正ということで、今回聞きなれない名称が出てきましてね、それで従来の戸籍証明書と戸籍電子証明書これはどう違うんでしょうか。その違いをちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）戸籍につきましてはですね、今現在電子化を行っております、システムになっております。今まで、従来の電子システムででした戸籍謄本に加えて、この度の改正でご説明いたします電子証明書につきましては、符号ですとか、パスワードですね、識別符号と言いますが、マイナンバーを使ったシステム制度というのが新しくなっております。役所間の書類のやりとり等もですね、電子化を図ってまいりますので、それらの関係でもって戸籍の電子化という文言を使わせていただいております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと今のは、良くわからないんですけども、では、この戸籍電子証明書提供用識別符号というのは、これはどういうものなんでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）こちらの電子証明書用提供用識別符号でございますけれども、英数字でもって構成される有効期限付きのパスワードでございます。これを各行政機関の申請ですとか、戸籍が必要な申請にパスワードを添付することによって申請を受けた機関がこの電子戸籍の証明をシステムを使って開示するというような番号、パスワードのキーとなっております。それで、原本は付けないで申請が可能になるというような新しい仕組みが始まるということでご案内を申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）例えば行政手続の中で、他官庁とかですね、いろんな手続きがあると思うんです。例えばパスポートですとか、あるいは法務局の登記事務なんか、例えば相続であれば戸籍謄本を付けたり、あるいは除籍謄本など、そういうものを付けたりもするんですけども、今度は、このパスワードを提示することで、今後はその符号を取得した人は、そのパスワードを提示するだけで、改めて「戸籍証明書を添付しなくてもいいですよ」ということになるんでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）議員お見込みのとおりでございます。

紙ベースのものの省略というようなイメージであります。

ただ、国の方の省庁をまたいでおります、法務局とそれからマイナンバーの方は総務省ということになっておりますので、こちらのシステムのサービスの開始自体はですね、令和6年度中ということ、まだ具体的な開始時期等は示されておりませんが、議員お見込みのとおりサービスが始まるという認識でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）先ほど、このパスワード（識別符号）というのは、期限があると言っていましたけれども、これはどの程度の期限なんでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）手元にあります資料で読みますと、3か月ほどということを確認しているところでございますが、この後ですね、具体例ですとかが出てくるかと思えます。それによって進めていくわけでございますが、現状は手元の資料でもって3か月ほどということでご答弁いたします。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）いろいろ手続きが変わりますので、それを町民の方もこれ分からないと思うんですね。ですからきちんと分かりやすいように広報でもよろしいですし、今後そういうもので周知してほしいと思

います。よろしくお願ひいたします。その辺はいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）担当する職員、私も含めてですけれども、まだまだ勉強しなければいけないところが多々ありますので、勉強しながらですね、もちろん町民の方にも使いやすい制度となりますようにご案内したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号

仁木町すこやか子育て支援センター条例の制定について

日程第10 議案第4号

仁木町児童館条例の全部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第3号『仁木町すこやか子育て支援センター条例の制定について』及び日程第10、議案第4号『仁木町児童館条例の全部を改正する条例制定について』以上2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案2件につきまして、提案説明をさせていただきます。

まずは、議案第3号でございます。仁木町すこやか子育て支援センター条例の制定について。仁木町すこやか子育て支援センター条例を別紙のとおり制定する。令和6年2月13日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第4号のページをお開き願います。議案第4号でございます。仁木町児童館条例の全部を改正する条例制定について。仁木町児童館条例（昭和48年仁木町条例第51号）の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年2月13日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上議案2件の一括提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては、河井福祉課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）議案第3号、仁木町すこやか子育て支援センター条例の制定につきまして、ご説

明いたします。

今回の条例制定につきましては、同センターを構成する施設及び事業のうち、放課後児童クラブについて、来月4日から運営を開始する予定であることに伴い、同条例を制定するものでございます。

なお、その他の施設及び事業の運営開始につきましては、にき保育園につきましては3月下旬から、地域子育て支援拠点・おおきな木につきましては4月1日から、仁木小型児童館につきましては6月上旬から運営を開始する予定でございます。

それでは、条例案についてご説明申し上げます。第1条は設置に係る規定でございます。同センターを子育て支援及び児童の健全育成の拠点として位置付け、児童福祉の向上等を図り、町民が安心して子育てができるまちづくりを総合的に推進することを目的として設置する旨を規定してございます。第2条は名称及び位置について規定してございます。名称は仁木町すこやか子育て支援センター、位置は仁木町西町1丁目46番地2とするものでございます。第3条施設等につきましては、同センターを構成する施設・事業について定めてございます。同条におきましては、第5条に関連いたしますが、町の条例に基づき実施をする事業又は施設については、当該事業又は施設の名称を規定してございます。一方、条例の規定によらず国が定める実施要綱に基づき、町が実施要領を定め、補助を行い運営している事業及び民設民営の施設につきましては、当該事業又は施設の名称ではなく、それぞれ児童福祉法で規定する事業又は施設の条項により規定してございます。第1号の仁木放課後児童クラブ及び第2号の仁木小型児童館につきましては、町が規定する条例に基づき実施する施設及び事業でございます。第3号の児童福祉法第6条の3に規定する事業につきましては、同規定におきまして14の事業が定められておりますが、そのうち同号では、地域子育て支援拠点事業であります「おおきな木」を指してございます。第4号の法第7条に規定する児童福祉施設等につきましては、同規定で12の施設が定められておりますが、そのうち同号では保育所であります「にき保育園」を指してございます。第4条は運営に関する規定でございます。同センターは子育て支援における複合型の児童福祉施設でございます。異なる運営主体が異なる児童を対象として、施設又は事業を実施していくこととなりますので、個々の施設又は事業の運営のみにとどまらず総合施設として有機的に運営しなければならない旨を規定してございます。第5条、関係条例等につきましては、同センターを構成する仁木放課後児童クラブ及び仁木小型児童館の管理及び運営に関し、それぞれ規定している条例及びこれに基づく規則の定めによる旨の規定でございます。第6条はセンター入館者の遵守事項に関する定めでございます。第1項では遵守事項を規定し、第2項では遵守事項に違反した者等に対し、入館拒否等を命じることができる旨を定めてございます。

次のページをお開き願います。第7条は損害賠償について定めております。センター入館者がその責めに帰すべき理由により、センターの施設・設備等を損傷又は滅失したときは、これを修理し又はその損害を賠償しなければならない旨を規定してございます。第8条では職員について定めてございます。第9条は委任に関する規定でございます。附則といたしまして、この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号、仁木町児童館条例の全部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。仁木町児童館条例の全部を改正する条例の制定につきましては、仁木町すこやか子育て支援センター内に仁木小型児童館を新たに設置すること。また、現行の仁木町児童館条例につきましては、使用の許可及び使用料について見直しを行うことによる全部改正でございます。条例の主な内容といたしましては、第1条では設置について定めてございます。平成2年8月7日付け厚生事務次官通知により、児童館の設

置運営要綱が発出され、同要綱の目的同様、本町におきましては、児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として児童館を設置する旨を規定してございます。第2条、名称及び位置についてでございますが、これまでの銀山児童館に加え、新たに、にき小型児童館を追加いたします。住所につきましては、仁木町西町1丁目46番地2でございます。なお、銀山児童館につきましては、北海道に対し平成11年4月1日付で休止届を行っており、現在引き続き休止中となっております。第3条、開館時間及び休館日につきましては規則で定める旨を規定してございます。第4条は事業に関し規定しており、第1条に規定する目的を達成すべく、第1号から第3号までの事業について規定してございます。第5条は使用できる者の範囲の規定でございます。第1項第1号は、児童としており、児童の定義といたしましては、児童福祉法第4条で規定する満18歳に満たないものといたします。同項第2号及び第3号につきましては、児童に関連する団体を規定してございます。第2項におきましては、児童館運営に支障のない限りにおいて、第1項各号に掲げる者以外の者であっても使用させることができる旨を規定してございます。第6条は使用承認に関する定めでございます。現行条例では、児童館の使用に当たり児童及び団体に関わらず、町長の許可を受けなければならないとしておりましたが、使用する児童等の利便性を考慮し、改正後の条例におきましては児童館の使用については無料とし、第5条第1項第1号で規定する児童以外の団体等が使用する場合のみ、町長の承認を受けなければならない旨、規定してございます。第7条は使用の制限について定めており、各号のいずれかに該当するときは使用について承認しない旨の規定でございます。

次のページをお開き願います。第8条では使用の停止等について定めております。第6条の規定により使用の承認を受けた者が各号のいずれかに該当するときは使用停止又は使用の承認を取り消すことができることについて定めてございます。第9条は原状回復に関する規定でございます。第10条は賠償責任に関する規定でございます。第11条は委任に関する規定でございます。附則といたしまして、この条例は令和6年3月1日から施行するものでございます。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）議案第4号の児童館条例の中で、にき小型児童館というふうになっていますけれどね、この小型というのは何か意味があるんでしょうか。人数的とか面積的に「小型」と付けなければならないんでしょうか。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）小型児童館の関係でございますけれども、児童館につきましては、国の設置運営要綱の中でですね、種類のには、小型児童館、児童センター、大型児童館、この3つの種類の児童館があります。主な違いといたしましては、面積の大きさであったりですとか、大型児童館であれば、中高生が体を動かすことのできる大きい運動場を用意しなければならないですとか、その施設によって面積要件であったりとか、設置しなければならない部屋の要件が定まっております。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第3号『仁木町すこやか子育て支援センター条例の制定について』の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町すこやか子育て支援センター条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町すこやか子育て支援センター条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号『仁木町児童館条例の全部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『仁木町児童館条例の全部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『仁木町児童館条例の全部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時21分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和6年第1回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決を賜り衷心より御礼申し上げます。

さて、さっぽろ雪まつりが4年ぶりに全面開催となり、初日から多くの観光客で賑わったとの報道を目にしました。記録的な雪不足となりました4年前、後志管内からも大量の雪を調達するために運搬車が本町を何台も通過したときのことを思い出します。久しぶりにコロナ禍前のにぎわいが戻り、国内外から多くの観光客が訪れ、活気あふれるイベントになったとのことでありますが、一方で観光客の受入体制に課題がなかったのか気になる場所があります。これだけ慢性的な人手不足が生じている中、観光需要の拡大により、宿泊施設やバスのドライバーなど観光産業における人材確保が厳しい状況にある中、結果的に観光サービスの低下を招きかねないとの懸念があることも事実であります。北海道の強みであります「食・観光・エネルギー」を今後の戦略的産業として位置付けるのであれば、それらを活かす人材の確保は必須であり、またそれに関わる人材も必要になることは言うまでもありません。また従来の観光の在り方を見

直さなければ、オーバーツーリズムに陥り、増加する観光客のニーズと観光地の地域住民の生活環境の調和が取れなくなることも考えられます。コロナ禍で社会が停滞していたときに浮き彫りになった様々な課題を解決し、観光事業者だけではなく、旅行者やコミュニティ、地域の環境を踏まえた新しい形に向かっていくことが必要であるとの認識が高まりつつある中で、星野リゾートの星野代表が提供するステークホルダーツーリズムといった考え方など、新たな観光に対する意識改革が求められていると受け止めているところであります。本町におきましても、ワイン観光が徐々に成長を遂げ、今後更に魅力的な観光要素になるには、時代の潮流を捉え観光振興の目標も以前とは異なり、観光客数や消費額だけではなく住民の満足度や文化や環境の再生などに変化させているといった新たな視点や思考を養い、仁木町独自の観光地域創出に向けて取組を進めてまいり所存であります。

最後になりますが、来月には定例会も控えており、今後におきましても議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、本臨時会閉会にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年第1回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時24分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第1回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和6年2月13日～2月13日（1日間）

（開会～午前10時30分／閉会～午前11時24分）

| 議案番号 | 議 件 名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|-------|---------------------------------------------|---------|------|
| 承認第1号 | 専決処分事項の承認について 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号） | R6.2.13 | 承認可決 |
| 議案第1号 | 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号） | R6.2.13 | 原案可決 |
| 議案第2号 | 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について | R6.2.13 | 原案可決 |
| 議案第3号 | 仁木町すこやか子育て支援センター条例の制定について | R6.2.13 | 原案可決 |
| 議案第4号 | 仁木町児童館条例の全部を改正する条例制定について | R6.2.13 | 原案可決 |